

公益財団法人宮城県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <https://www.mspf.jp>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「公益財団法人宮城県スポーツ協会アクションプラン」を令和3年5月に施行し、HPで公表をしている。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p><ア>役・職員については、役・職員倫理規程第3条及び第4条に「基本的職務」「遵守事項」として社会規範上不適切な行為を行わない旨を記載し、同6条で違反した際の対処等について定めている。</p> <p><イ>団体については、就業規則第3条で労働基準法を遵守する旨を記載し、職員については、同条で就業規則の遵守と同57条で違反した際の懲戒について定めている。</p> <p><ウ>加盟団体については、協会・加盟団体における倫理に関するガイドラインを策定している。</p>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	経理規程など各種規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	評議員及び役員の報酬・旅費等に関する規程及び職員の給与・旅費等に関する規程を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章第9条から第11条において資産及び会計について定めている他、各種規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<ア>加盟団体規程第4条において、加盟団体の分担金に関する事項を定めている。 <イ>スポーツ少年団設置規程第6条及び日本スポーツ少年団各種規程等に基づき、登録者の範囲・手続き等の必要事項に関する事項を定めている。 <ウ>賛助会員規程第6条において、会員の会費に関する事項を定めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ア>国体選手の選手選考は各競技団体が直接選考・選拔し、当協会において承認している。また、競技団体には日本スポーツ協会の「国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」に基づいた選考を依頼している。 <イ>選手の権利保護については、「スポーツ仲裁に関する規程」を整備している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ア>職員研修基本方針に基づき、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図る。 <イ>「ハラスメントは許しません！」（周知用文書）を定期的に配布している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ア>国体派遣選手を対象に、ドーピング防止研修会を行っている。 <イ>指導者を対象に、スポーツ指導者講習会を年3回実施し、その中でコンプライアンス教育を行っている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ア>財務、経理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。 <イ>基準に則った処理がされているか、公認会計士に会計事務全般に係るサポートを受けている。 <ウ>監事による業務全般に係る監査を受けている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ア>助成元における要綱等の定めに沿って適切に処理し、助成元による検査を受けている。 <イ>役職員倫理規程第4条第4項において、補助金等の経理処理に対しての不正行為を禁じている。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p><ア>法令で定められている法定備置書類（定款，事業計画，収支予算，事業報告，貸借対照表，財産目録，監査報告，役員名簿）を事務所に常備し，要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p><イ>事業報告，決算書をはじめ，各種規程等をホームページで公開している。</p>
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと</p> <p>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること</p>	<p><ア>競技団体には日本スポーツ協会の「国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」に基づいた選考を依頼している。</p> <p><イ>情報公開規程を整備している。</p>
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと</p> <p>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること</p>	ガバナンスコードの遵守状況についてホームページに公開している。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p><ア>加盟団体規程で加盟団体の義務については定めているが，権限については定めていないため規約の改定等を含め今後検討する。</p> <p><イ>日本スポーツ協会等からの情報提供のほか，加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応を行っている。</p> <p><ウ>年1回，競技団体とのヒアリングを実施し，実態の把握や各種相談に対応している。</p>
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	代表者会議等で加盟団体にコンプライアンスやガバナンスについての情報提供を行っている。また，市町村体育・スポーツ協会に対して，ガバナンスについての研修会を行う予定としている。